

RFID(電子タグ)機器

RFID機器：電子回路を内蔵したタグとリーダライタとの間で非接触で通信を行い、タグのデータを読み書きすることが可能な機器であり、物流、在庫管理、商品の清算など、さまざまな分野で利用されています。

ここでは、RFID機器をリーダライタの形状から次のように分類している。

- ゲートタイプ：リーダライタがゲート状に設置されるもの
- ハンディタイプ：リーダライタを手を持つなど携帯して使用するもの
- 据置きタイプ：リーダライタを据え置いて使用するもの
- モジュールタイプ：プリンタ等に内蔵して使用するもの

ゲートタイプRFID機器

- 1 植込み型医療機器の装着者は、ゲートタイプRFID機器が設置されている場所及びRFIDステッカ(下図)が貼付されている場所では、立ち止まらずに通路の中央をまっすぐに通過すること。



ゲートタイプRFID機器用



- 2 植込み型医療機器の装着者は、ゲートタイプRFID機器の周囲に留まらず、また、寄りかかったりしないこと。

- 3 植込み型医療機器の装着者は、体調に何らかの変化があると感じられる場合は、担当医師に相談すること。

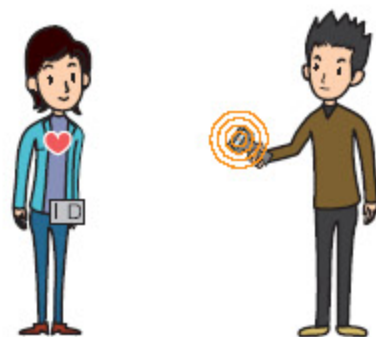


- 4 植込み型医療機器に対するゲートタイプRFID機器の影響を軽減するため、更なる安全性の検討を関係団体で行っていくこと。

ハンディタイプ、据置きタイプ及びモジュールタイプのRFID機器

- 1 ハンディタイプRFID機器の操作者は、ハンディタイプRFID機器のアンテナ部を植込み型医療機器の装着部位より22cm程度以内に近づけないこと。

ハンディタイプ



- 2 植込み型医療機器の装着者は、装着部位を据置きタイプ及びモジュールタイプのRFID機器のアンテナ部より22cm程度以内に近づけないこと。

据置きタイプ



3

植込み型医療機器に対するハンディタイプ、据置きタイプ及びモジュールタイプのRFID機器の影響を軽減するため、更なる安全性の検討を関係団体で行っていくこと。



その他のタイプのRFID機器用

[注意]ここでは、公共施設や商業区域などの一般環境下で使用されるRFID機器を対象としており、工場内など一般人が入ることができない管理区域でのみ使用されるRFID機器(管理区域専用RFID機器)については対象外としている。なお、管理区域専用RFID機器については、(社)日本自動認識システム協会において、一般環境への流出を防止するため、取扱説明書等に注意書きを記載するとともに、管理区域専用RFID機器用ステッカ(下図)を貼付することとされている。



管理区域専用RFID機器用

※RFIDステッカは、(社)日本自動認識システム協会の許諾を得て使用しています。

据置きタイプ(高出力型950MHz帯パッシブタグシステム)のRFID機器

1

植込み型医療機器の装着者は、据置きタイプRFID機器が設置されている場所及びRFIDステッカ(その他のタイプのRFID機器用と高出力型950MHz帯パッシブタグシステム用を組み合わせたもの)が貼付されている場所の半径1m以内には近づかないこと。



据置きタイプ(高出力型950MHz帯パッシブタグシステム)

2

植込み型医療機器の装着者は、体調に何らかの変化があると感じた場合は、担当医に相談すること。

3

植込み型医療機器に対する据置きタイプRFID機器の影響を軽減するため、更なる安全性の検討を関係団体で行っていくこと。



据置きタイプRFID機器(高出力型950MHz帯パッシブタグシステム)用

※据置きタイプRFID機器(高出力型950MHz帯パッシブタグシステム)用ステッカは、ペースメーカー協議会の許諾を得て使用しています。

無線LAN機器

無線LAN機器によって影響を受けた植込み型医療機器は、1機種であったことから、厚生労働省の協力を得て、医療機関を通じ同機種の利用者全員に対して、試験結果に基づく注意喚起が行われている。

よって、現時点で特段の注意をされていない植込み型医療機器の装着者は、無線LAN機器に対しては特別の注意は必要としない。